

(別紙概要)

1 施設名

〇〇県立病院

2 開設者氏名

〇〇県

3 施設の所在地

〇〇市〇〇町〇〇丁目

4 補助事業名

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

5 補助金確定額

2,000,000 円

6 仕入控除税額の概要

(1) 対象経費（または補助金）の用途の内訳

	課税仕入			非課税仕入	合計 (D)
	課税売上対応分 (A)	非課税売上対応分 (B)	共通対応分 (C)		
工事費			4,200,000		4,200,000
					0
					0
					0
合計	0	0	4,200,000	0	4,200,000

(2) 課税売上割合

1,523,000,000 (課税資産の譲渡等の対価の額) (E)
 11,125,870,000 (資産の譲渡等の対価の額) (F)

「確定申告書のチェックポイント」の
 チェックポイント②を確認の上、入力
 ください。

0.136888171
 0.136000000
 (G)
 (計算に使用する課税売上割合)

確定申告時に課税売上割合を切り
 捨てて計算し、確定申告をして
 いる場合にのみ、その割合を手入力
 してください。それ以外の場合に
 は空欄で構いません。
 ※誤りの多い箇所ですので、必ず
 「確定申告書のチェックポイン
 ト」のチェックポイント③を確認

(3) 支出のうち課税仕入れの占める割合

・個別対応方式の場合

課税売上対応分 (A/D) = 0.00000000 (H)
 共通対応分 (C/D) = 1.00000000 (I)

(4) 仕入控除税額 (個別対応方式)

国庫補助金確定額 × H × 8 / 108 = 0 (J)
 国庫補助金確定額 × I × 8 / 108 × G = 20,148 (K)
 合計 (J + K) = 20,148 (返還額)

対応する消費税率を入力ください。
 5/105の場合には、5を入力ください。

(5) 添付書類

- ・確定申告書(写し)
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

(別紙概要)

1 施設名

〇〇県立病院

2 開設者氏名

〇〇県

3 施設の所在地

〇〇市〇〇町〇〇丁目

4 補助事業名

へき地医療拠点病院運営事業

5 補助金確定額

510,000 円

6 仕入控除税額の概要

(1) 対象経費（または補助金）の用途の内訳

	課税仕入			非課税仕入	合計 (D)
	課税売上対応分 (A)	非課税売上対応分 (B)	共通対応分 (C)		
医療活動費				200,000	200,000
研究費			42,000		42,000
研修費			84,000	10,000	94,000
医療費		630,000	315,000		945,000
伝送装置経費			399,000		399,000
合計	0	630,000	840,000	210,000	1,680,000

(2) 課税売上割合

1,523,000,000	(課税資産の譲渡等の対価の額) (E)
11,125,870,000	(資産の譲渡等の対価の額) (F)

「確定申告書のチェックポイント」の
チェックポイント②を確認の上、入力く
ださい。

0.136888171	確定申告時に課税売上割合を切り 捨てて計算し、確定申告をしてい る場合にのみ、その割合を手入力 してください。それ以外の場合に は空欄で構いません。 ※誤りの多い箇所ですので、必ず 「確定申告書のチェックポイン ト」のチェックポイント③を確認 ください。
0.136888171	

..... (G)
(計算に使用する課税売上割合)

(3) 支出のうち課税仕入れの占める割合

・一括比例配分方式の場合

課税仕入 (A+B+C) / D = 0.87500000 (H)

(4) 仕入控除税額 (一括比例配分方式)

国庫補助金確定額 × H × 8 / 108 × G = 4,524 (返還額)

対応する消費税率を入力ください。
5/105の場合には、5を入力ください。

(5) 添付書類

- ・確定申告書(写し)
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

(返還無し)

(別紙概要)

1 施設名

〇〇県立病院

2 開設者氏名

〇〇県

3 施設の所在地

〇〇市〇〇町〇〇丁目

4 補助事業名

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

5 補助金確定額

4,200,000 円

例示をいくつか記載していますので、当てはまるものを適宜加工の上、入力してください。

6 仕入控除税額の概要（返還のない理由を記載すること）

(例)

- ・ 特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ・ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ・ 補助金の用途が非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ・ 建物竣工後の〇年度にまとめて確定申告するため、報告年度の仕入控除税額がない。
- ・ 〇〇により(申告義務のない理由を記載)、消費税の申告義務がない。

添付書類

- ・ 特定収入割合が5%を超える場合は、特定収入割合の計算表
- ・ 簡易課税方式による場合は、簡易課税方式の確定申告書（写し）

第27-(1)号様式

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 -)

(フリガナ) 名称又は屋号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

経理担当者氏名

一連番号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 行指定 属指定

通信日付印 確認印 発着年月日

年 月 日

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

平成 年 月 日

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至平成 年 月 日

(中間申告 自平成 年 月 日) の場合の 対象期間 至平成 年 月 日

平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十	九	千	百	十	千	百	十	千	百	十	百	十	百
課税標準額	①														00
消費税額	②														00
控除過大調整税額	③														
控除対象仕入税額	④														
控除に係る対価等	⑤														
控除に課税される税額	⑥														
控除税額小計	⑦														
控除不足還付税額	⑧														
差引税額	⑨														00
中間納付税額	⑩														00
納付税額	⑪														00
中間納付還付税額	⑫														00
この申告書が修正申告である場合	⑬														
控除不足還付税額	⑭														00
課税売上割合	⑮														
割合	⑯														
この申告書による地方消費税の税額の計算															
地方消費税の課税標準となる控除税額	⑰														
差引税額	⑱														00
還付税額	⑲														
納付税額	⑳														00
中間納付還付税額	㉑														00
納付還付税額	㉒														00
中間納付還付還付税額	㉓														00
この申告書が修正申告である場合	㉔														
差引還付税額	㉕														00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖														

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	借別対応方式			41
	上記以外	<input type="radio"/>	一括比例配分方式			
	上記以外	<input type="radio"/>	全額控除			
①及び②の内訳	区分課税標準額	消費				
	3%分	千円				
	4%分	千円				
	6.3%分	千円				
③又は④の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
	4%分	円				
	6.3%分	円				
⑤又は⑥の内訳	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本店・支所				
	預金	口座番号				
	おつちよ銀行の貯金記号番号					
	郵便局名等					
	※税務署整理欄					
税理士	署名押印	(電話番号 - -)				
<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

チェックポイント(1)
控除税額の計算方法は
この欄で確認してください。

課税期間		氏名又は
項 目		金
課税売上額(税抜き)	①	
免税売上額	②	
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③	
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	※申告書の⑫欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	
非課税売上額	⑥	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	※申告書の⑫欄へ
課税売上割合(④/⑦)	[%]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	※注2参照
課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	※注3参照
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩	※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください
特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪	※注3参照
課税貨物に係る消費税額	⑫	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬	
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫+⑬)	⑭	
課税売上高が5億円以下かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮	
課税595% 売上未 上田上	個別 別対 対価	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの
高超過 割合又 は割合	方式	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの
	個別対応方式	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑮ + (⑮ × ④ / ⑦)]
	一括比例配分方式	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑭ × ④ / ⑦)
控除の 税調整 額調整		課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額
		調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額
差 引		控除対象仕入税額 [(⑩、⑪又は⑫の金額) ± ⑮ ± ⑯]
		控除過大調整税額 [(⑬、⑭又は⑮の金額) ± ⑮ ± ⑯]
		貸倒回収に係る消費税額

チェックポイント(2)
別紙概要の6(2)へ入力する数字は左記の④、⑦になります。

チェックポイント(3)
別紙概要にて、課税売上割合を切り捨てて計算(手入力)する場合には、電卓でこの枠の計算を行い、課税売上割合を切り捨てて計算し、確定申告をしているか確認してください。

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑮及び⑯欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。
 3 上記2に該当する場合には、⑮又は⑯欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{9} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{11} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$
 4 ⑮及び⑯欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。なお、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。
 5 ⑮欄と⑯欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書⑮欄に記入する。
 (平成27.10.1以降終了課税期間)